

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

科学研究基本法および関連事項の取り扱いについて(申入)

標記のことについて、本会議第37回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

本会議は、さきに科学研究基本法の制定を勧告し、関連法律の制定、改正、制度の改革もこの理念にそつてなされることを期待した。政府においても、この線にそつて検討中のことと考える。

ついては、これらの法律、制度につき案を作られる場合には、十分に本会議の意見を求められたい。

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

研究機関の環境保護について(勧告)

標記のことについて、本会議第37回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年、大学その他研究機関に隣接する地域において、その環境が著しく変化しつつあり、それに伴つて各種事業による障害あるいは人的障害が起り、当該研究機関等の研究に重大な支障を来す場合がしばしば起つてゐる。政府においては、これら研究機関等の学術研究が阻害されないよう適切な措置を講ずるため、至急検討を行なわれたい。

理 由

近年、臨海実験所、臨湖実験所、宇宙物理学あるいは地球物理学の観測施設、その他大学の付属研究施設、または大学等研究機関等そのものの隣接地域に、観光事業施設、娯楽施設、競輪場、競艇場、ゴルフ場、旅館、集団住宅、工場、飛行場、鉄道、幹線道路、等が建設され、これに關係する各種の事業、あるいはそれに伴う人的障害等により、研究機関等における研究(教育も含め)に種々の大きな支障をきたしている場合が少なからずみられる。この実情を例示すれば次のようである。

- (1) 観光事業関係施設、娯楽施設、競輪場、競艇場等の設置に伴うラウドスピーカーその他の終日、連日の騒音。来場者、みやげ物業者等の動植物採集による研究資料の激減、あるいは損傷。
- (2) ゴルフ場建設に伴い、夜間照明による気流の乱れのため天体観測に支障を生ずる。
- (3) 旅館、集団住宅の設置に伴う水道の供給状況の悪化、この場合には、断水も頻発し、夜間のみ給水の場合も起り、実験が不可能となる場が少なくない。さらに断水のため実験装置に損傷を起し病院等においては、診療支障をきたす場合がある。消火栓使用不可能のため防火上の危惧を生じた責任の問題さえ生ずる。
- (4) 工場の設置に伴う水道、ガス、電気の供給状況の悪化等。また工場はその業種によつては甚だしい騒音、臭気発生、煙害を伴い、または汚水排水により沿岸水域内棲息生物の減少、死滅をきたし、あるいは電波騒音発生により電波観測に支障を起す。